

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	高砂市 母子保健事業関係事務(乳幼児健康診査) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、母子保健事業関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年6月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	母子保健事業関係事務	
②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、次の事務を行う。 ・保健指導の実施又は保健指導の勧奨に関する事務 ・健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務	
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバー 4. 兵庫県電子申請共同運営システム・サービス検索機能	
2. 特定個人情報ファイル名		
(1)健康管理情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表70の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 ・番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表70の項 2 情報照会の根拠 ・番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表70の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079－443－9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課 TEL 079－443－3936
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を受け渡す際は、事前に、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行っている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月16日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバー 4. 兵庫県電子申請共同運営システム	事前	
平成29年5月16日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年5月11日時点	事後	
平成29年5月16日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年5月11日時点	事後	
平成30年5月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(26の項、56の2の項、87の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条第7項、第44条	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26の項、56の2の項、87の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条第8項、第44条	事後	
平成30年5月15日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成29年5月11日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年5月15日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成29年5月11日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年5月15日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	4. 兵庫県電子申請共同運営システム	4. 兵庫県電子申請共同運営システム・サービス検索機能	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報②所属長の役職名	健康増進課長 岩本恵子	健康増進課長	事後	様式変更による
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目の時点	平成30年5月1日時点	平成31年5月1日時点	事後	最新情報での時点

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和2年1月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務	養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給または徴収に関する事務	事後	
令和2年1月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	—	「母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」を追加	事前	
令和2年1月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1情報提供の根拠(1)…(26の項、56の2の項、87の項)	1情報提供の根拠(1)…(26の項、56の2の項、69の2の項、87の項)	事前	
令和2年1月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1情報提供の根拠(2)…第19条、第30条第8項、第44条	1情報提供の根拠(2)…第19条、第30条第8項、第38条の3、第44条	事前	
令和2年1月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	2情報照会の根拠(1)別表第二(70の項)	2情報照会の根拠(1)別表第二(69の2の項、70の項)	事前	
令和2年7月22日	Ⅱしきい値判断項目の時点	平成31年5月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	最新情報での時点
令和3年10月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	高砂市 健康文化部 健康市民室 健康増進課	高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課	事後	機構改革による
令和3年10月1日	I 関連情報7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	高砂市 企画総務部 秘書広報広聴室 情報公開担当	高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当	事後	機構改革による
令和3年10月1日	I 関連情報8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒676-0021 兵庫県高砂市高砂町朝日町1丁目2番1号 高砂市 健康文化部 健康市民室 健康増進課	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課	事前	11月22日の事務所移転による
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和2年7月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和5年7月1日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和5年12月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	「母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」	こども家庭センター事業の実施に関する事務」に変更	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26の項、56の2の項、87の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条第8項、第44条	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表70の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条	事後	
令和5年12月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26の項、56の2の項、69の2の項、87の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第38条の3、第44条 2 情報照会の根拠 (1)別表第二(69の2の項、70の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条	1 情報提供の根拠 (1)番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表70の項 2 情報照会の根拠 (1)番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表70の項	事後	
令和5年12月27日	I 9. 規則第9条第2項の適用	—	項目新設	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月27日	IV8. 人手を介在させる作業	—	項目新設	事後	様式変更による
令和5年12月27日	VI11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和5年12月27日	IIしきい値判断項目の時点	令和5年4月1日時点	令和6年12月20日時点	事前	最新情報での時点
令和7年4月1日	評価書名	高砂市 母子保健事業関係事務 基礎項目評価書	高砂市 母子保健事業関係事務(乳幼児健康 診査) 基礎項目評価書	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・保健指導の実施又は保健指導の勧奨に関する事務 ・新生児の訪問指導の実施に関する事務 ・健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ・妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・母子健康手帳の交付に関する事務 ・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ・低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給または徴収に関する事務 ・こども家庭センター事業の実施に関する事務	・保健指導の実施又は保健指導の勧奨に関する事務 ・健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務	事後	